

臨時特例つなぎ資金 貸付のごあんない

「臨時特例つなぎ資金貸付制度」とは、厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けし、自立を支援することを目的としています。

1. 貸付対象

住居のない離職者であって、下記のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、生活保護、住宅手当、訓練・生活支援給付等）
または公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請が受理されている人であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること
- (2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること

2. 貸付の内容

- (1) 貸付限度額：100,000円以内
- (2) 貸付金利率：無利子
- (3) 償還（返済）：借入申込者が申請していた公的給付または公的貸付が決定し、交付を受けたときから1ヶ月以内に、原則貸し付けた金額全額を一括で償還いただきます。
※ 公的給付または公的貸付の申請が却下されたときは、却下されたときから1ヶ月以内に、貸し付けた金額全額を一括で償還いただきます。
- (4) 連帯保証人：不要

3. 申込みに必要な書類等

借入れを希望する方は、入居を予定している住居がある地域の市町村社会福祉協議会の窓口で、下記書類を揃えて申し込み手続きをしてください。

- 借入申込書（窓口で相談のうえ、お渡しいたします）
- 公的給付制度または公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類
（①～③が記載されているもの）
 - ① 申請を受理した機関の名称、所在地、連絡先
 - ② 申請を受理されている公的制度の名称
 - ③ 申請の受理日
- 借入申込者名義の金融機関の預金通帳の写し
- 借用書

